

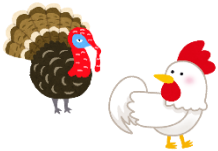
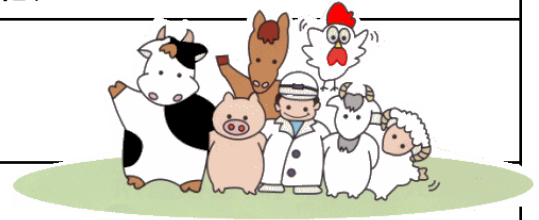
## 家畜所有者の定期報告書の提出について

家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数や衛生管理の状況等を県知事に報告することが家畜伝染病予防法により義務付けられています。

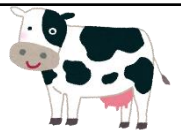
まだご提出いただけていない方は、期限までの提出をお願いします！

既にご提出いただいた方につきましては、ご協力ありがとうございました。

報告対象者	以下の15種の家畜を1頭(羽)以上飼養する者 ①:牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし ②:鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう
報告内容	飼養家畜の種類、頭羽数 畜舎の数・ふ卵舎数※ 飼養衛生管理基準の遵守状況※ 農場の平面図等の添付書類※ ※中・大規模飼養者のみ ＜当該年の2月1日時点の状況を記入＞
提出期限	① の家畜 4月15日 ② の家さん 6月15日
提出方法等	＜方法＞郵送、FAX、持参 (FAXの場合は押印のうえ、原本の保管願います。両面刷りにご注意ください) ＜提出先＞家畜保健衛生所 ・本所(北西部支所管轄以外の市町) TEL 0748-37-7511 〒523-0813 近江八幡市西本郷町226-1 FAX 0748-37-4821 ・北西部支所(大津市、高島市、長浜市) TEL 0740-22-2145 〒520-1611 高島市今津町弘川249-1 FAX 0740-22-6681



・乳用牛雌牛、肉用牛(乳用種雄および交雑種)および肉用繁殖牛を飼養している方、対象家畜を新たに飼養された方につきましては県独自の追加調査にもご協力願います。  
・中・大規模飼養者の方は、定期報告書の取扱いに関する同意書のご記入にご協力をお願いします



様式等書類は既に送付しておりますが、紛失された場合は家畜保健衛生所までお問い合わせください

報告書の様式は、家畜保健衛生所のホームページでもご確認いただけます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/kachiku/joho/kadennhoukaisei.html#teikihoukoku>

# 飼養頭羽数による規模の分類

	大規模	小規模	中規模 (左記以外)
乳用牛・和牛 (乳用種雄牛・交雑種の牛を除く) (満4月齢～満24月齢未満)	3000頭以上	1頭	2～2999頭
満24月齢	200頭以上		2～199頭
乳用種雄牛・交雑種の牛 (満4月齢～満17月齢未満)	3000頭以上		2～2999頭
満17月齢	200頭以上		2～199頭
水牛	200頭以上		2～199頭
馬		2～199頭	
豚	3000頭以上	1～5頭	6～2999頭
いのしし			
鹿			
めん羊			
山羊	10万羽以上	1～99羽	100～9999羽
鶏			
うずら			
あひる			
きじ			
ほろほろ鳥	1万羽以上	1～99羽	100～9999羽
七面鳥			
だちょう			